

土佐町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

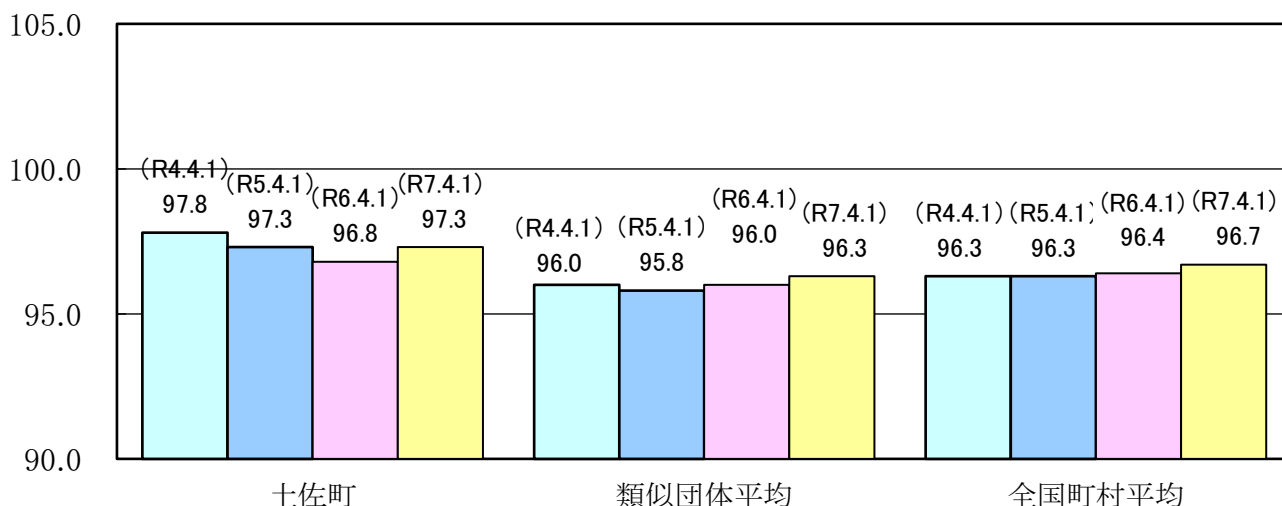
区 分	住民基本台帳人口 (令和 8 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和 5 年度 の人件費率
令和 6 年度	人 3,417	千円 5,259,813	千円 17,450	千円 868,140	% 16.5	% 17.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6 年度	人 71	千円 266,357	千円 30,473	千円 107,168	千円 403,998	千円 5,690	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和 6 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 給与改定の状況

土佐町は人事委員会を設置していない

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和6 年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和6 年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を上げるとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

国に準拠

② 地域手当の見直し

実施内容

該当なし（本町においては地域手当の制度が無い）

③ その他の見直し内容

国に準拠

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土佐町	42.4 歳	323,907 円	367,140 円	343,329 円
高知県	41.4 歳	318,628 円	383,990 円	339,495 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
土佐町	※ 歳	1人	※ 円	※ 円	※ 円	—	—	—	—
うち調理師	※ 歳	1人	※ 円	※ 円	※ 円	飲食物調理従事者	47.5歳	230,900円	—
高知県	60.1歳	15人	259,402円	— 円	265,348円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	— 円	337,907円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	1人	293,189円	324,478円	310,165円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
土佐町	—	—	—
うち調理師	—	3,104,000円	—

※技能労務職については、該当職員が1名であるため公表しない。

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～6年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		土 佐 町	高 知 県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,200 円	220,000 円
	高校卒	188,000円	189,700 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	137,500円	181,600 円	—
	中学卒	129,500円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

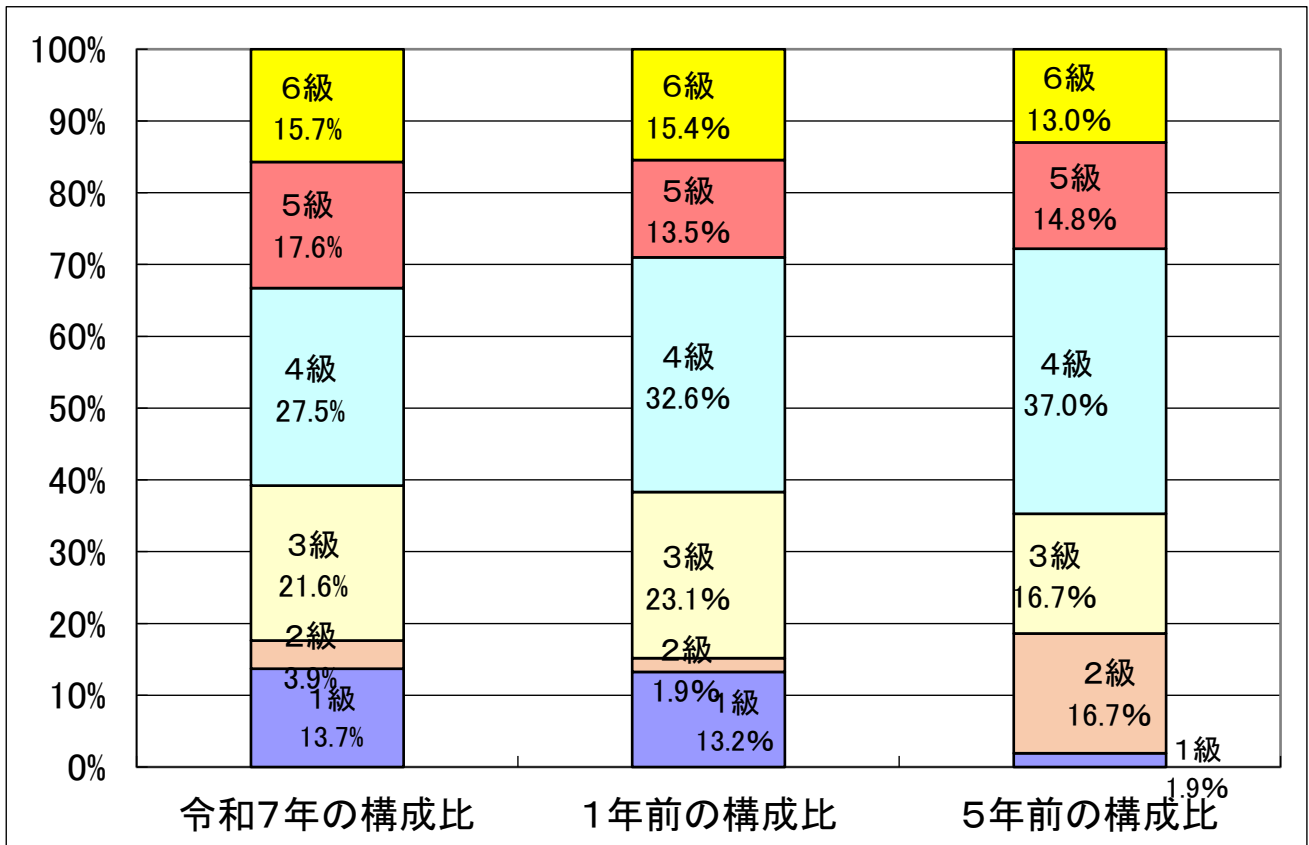
※該当者が1人の場合は公表しない

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

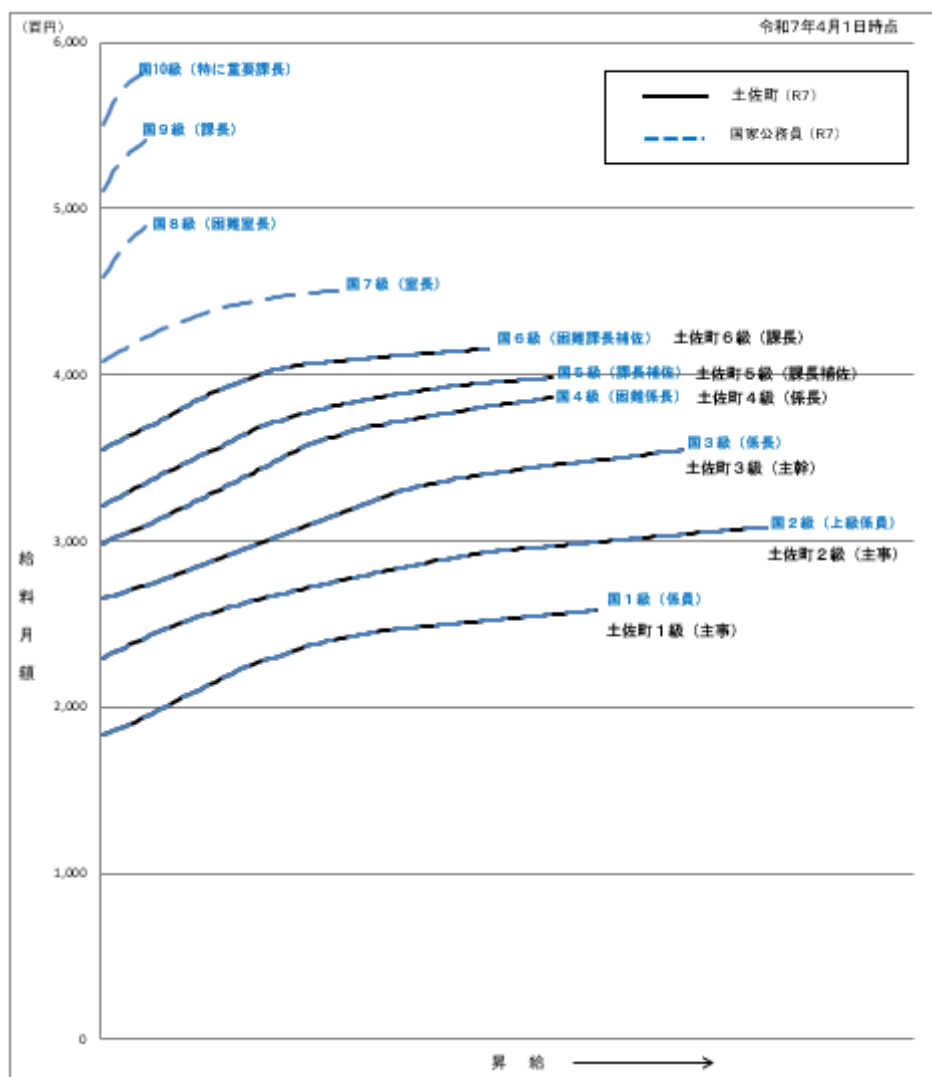
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補、主事の職務 定型的な業務を行う職務	7人	13.7%	183,500円	258,100円
2 級	主事の職務 特に高度の知識又は経験 を必要とする業務を行う職務	2人	3.9%	230,000円	308,500円
3 級	主幹の職務	11人	21.6%	265,300円	354,700円
4 級	係長、主任の職務	14人	27.5%	298,800円	386,100円
5 級	課長補佐、室長、園長、 副園長、副参事の職務	9人	17.6%	321,300円	398,200円
6 級	課長、会計管理者、議 会事務局長、次長、参 事の職務	8人	15.7%	355,200円	415,700円

- (注) 1 土佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	—	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

土佐町	高知県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,557 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,620 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.95月分 （1.350）月分 （0.925）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 無	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（土佐町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	—	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

土佐町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額16,366千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）
制度無し

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			—	%
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
防疫等作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護 感染症菌の附着した物件の処理作業	— 千円	日額290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	14,118千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	211千円
支給実績（令和5年度決算）	16,678千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	245千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	子1人につき(11,500円) 子以外の扶養親族1人につき(6,500円) 16~22歳の子1人につき 加算額(5,000円)	同		9,243千円	225,430円
住居手当	借家 基礎控除額(16,000円) 最高支給限度額(28,000円)	同		2,254千円	140,879円
宿日直手当	勤務1回につき(5,000円) 5時間未満の場合50/100 を乗じて得た額	同		559千円	10,160円
通勤手当	1.交通機関利用者 6ヶ月定期券等の価格による一括支給 最高限度額(55,000円) 2.交通用具利用者 通勤に応じて(2,000円~31,600円)	同		2,982千円	59,644円
管理職手当	課長・室長・議会事務局 長・参事の職にある職員 (22,000円)	異		2,376千円	264,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	675,000円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 846,800円 / 528,000円
	副市区町村長	580,000円 (円)	677,700円 / 481,000円
報 酬	議 長	263,000円 (円)	400,000円 / 203,000円
	副 議 長	213,000円 (円)	314,000円 / 130,000円
	議 員	190,000円 (円)	290,000円 / 109,000円
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(令和6年度支給割合) 3.35月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.35月分	
退 職 手 当	市区町村長 副市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×5×在職年数 13,500千円 退職時(任期毎) 給料月額×3×在職年数 6,960千円 退職時(任期毎)	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

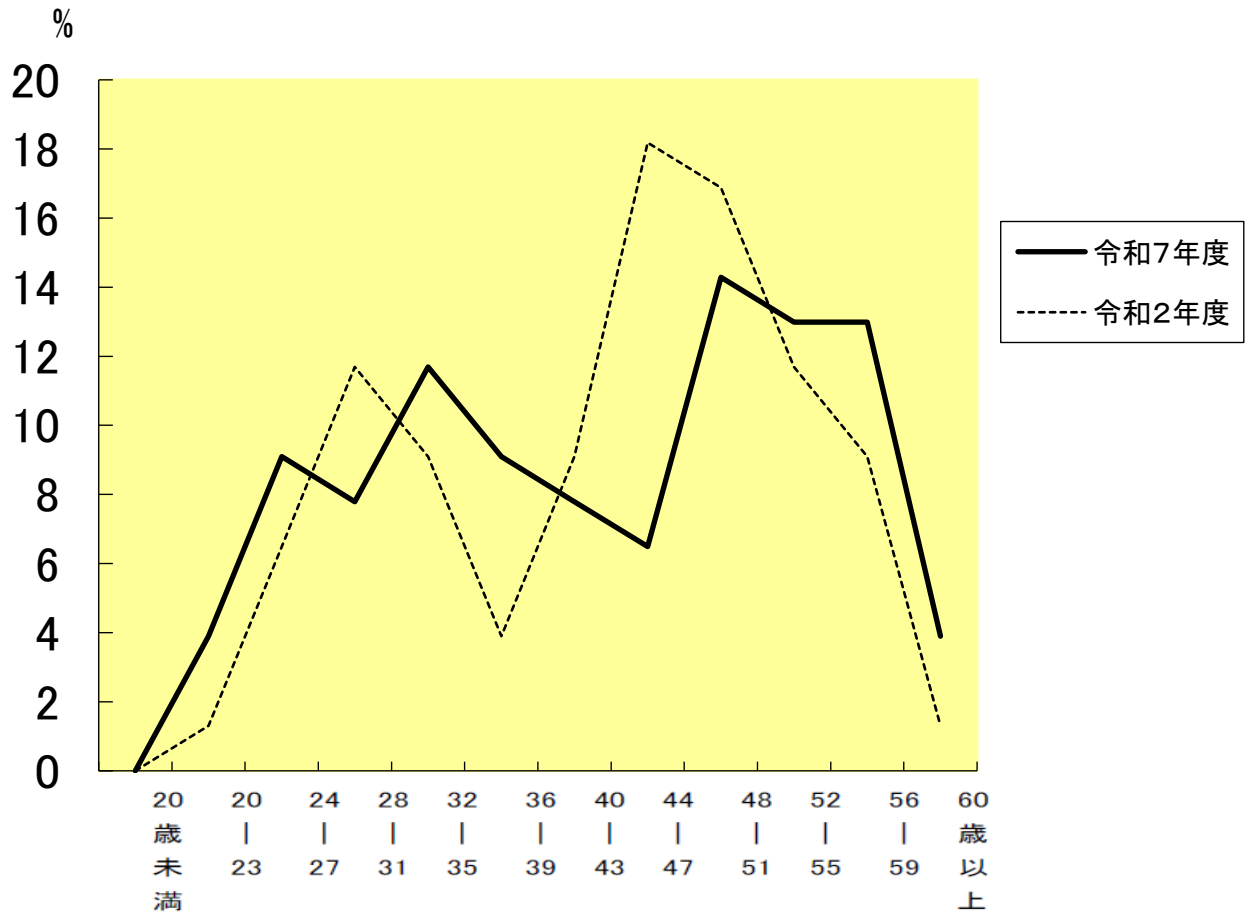
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	育 児 休 業 職 員 や 他 部 門 等 へ の 異 動 に 伴 う 補 充 等
		総 務	22	23	1	
		税 務	4	4	0	
		農 林 水 産	6	6	0	
		商 工	3	2	▲ 1	
土 木		5	5	0		
民 生	20	21	1			
衛 生	4	5	1			
	計	66	68	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 たり 職 員 数 196.36 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 たり の 職 員 数 207.64 人)	
	教 育 部 門	5	3	▲ 2		
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	71	71	0	< 参 考 > 人 口 1 万 当 たり 職 員 数 205.02 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 たり の 職 員 数 244.85 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1	0		
	下 水	1	1	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	6	6	0		
合 計		77	77	0	< 参 考 > 人 口 1 万 当 たり 職 員 数 222 人	
		[97]	[97]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳		24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	3		7	6	9	7	6	5	11	10	10	3	77

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	65	64	64	65	66	68	2（4.6％）
教育	6	6	6	5	5	3	1（△50％）
消防	0	0	0	0	0	0	0（％）
普通会計計	71	70	69	70	71	71	0（0％）
公営企業等会計計	5	5	5	6	6	6	1（20％）
総合計	76	75	74	76	77	77	1（1.3％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算(令和6年度)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
水道事業	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ %	※ %
下水道事業	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ %	※ %

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
水道事業	1 人	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ 千円	6,316千円
下水道事業	1 人	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ 千円	※ 千円	6,187千円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	※ 歳	※ 円	※ 円
団体平均	※ 歳	※ 円	※ 円
事業者	45.8歳	345,838円	524,813円
下水道事業	※ 歳	※ 円	※ 円
団体平均	※ 歳	※ 円	※ 円
事業者	44.6歳	342,377円	516,175円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

土佐町水道事業・下水道事業	土 佐 町
1人当たり平均支給額（令和6年度） 水道事業 ※ 千円 下水道事業 ※ 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,557 千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 月分 月分 （ ）月分 （ ）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 無

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

土佐町水道事業・下水道事業	土 佐 町
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 水道事業 ※ 千円 下水道事業 ※ 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額18,910千円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）（令和5年度決算）

			水道事業		下水道事業	
支給実績			※ 千円		※ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額			※ 円		※ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合			※ %		※ %	
手当の種類（手当数）						
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価	支給実績	左記職員に対する支給単価

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

オ 時間外勤務手当

	水道事業	下水道事業
支給実績（令和6年度決算）	※ 千円	※ 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	※ 千円	※ 千円
支給実績（令和5年度決算）	※ 千円	※ 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	※ 千円	※ 千円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

				水道事業		下水道事業	
手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
				※ 千円	※ 円	※ 千円	※ 円

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える